



# 燕市スポーツ少年団

スポーツのすきな子 苦手な子

みんな集まれ！！



種目	団体名	活動日	会場	対象	会費	連絡先
野球	燕Jr.ベースボールクラブ スポーツ少年団	水・木 18:30~20:00 土・日・祝 8:00~12:00	水：小池小ピロティ 木：燕北小グラウンド 土日祝：燕西小グラウンド	小学生、幼児	年 15,000円 (保険料・ユニフォーム使用料込)	代表 竹野 080-5492-0205
	燕南野球 スポーツ少年団	土日祝/火・木 夕方練習	鍛錬場/燕南小体育館	小学生	月 1,500円	小柳 智之 090-1661-1823
	小中川バファローズ	月・木 定休日 火・水・金 16:00~18:30 土・日 9:00~12:00	小中川 コミュニティセンター	小学生	年 12,000円	平岡 浩明 090-1422-3689 0256-64-3486
	吉田ジュニアクラブ スポーツ少年団	4~11月 土・日・祝 13:30~17:00  冬季 土曜日 午前 日曜日 午後	吉田第2球場他 冬季 粟生津体育館	小学生	月 2,000円 ユニホーム使用料 年 2,000円	平松 丈久 080-5456-3641
	粟生津少年野球団 スポーツ少年団	4~11月 土・日・祝 8:30~11:30 ナイター練習有り  冬季練習 毎週金曜日 18:00~21:00	粟生津小学校 グラウンド  冬季練習 粟生津体育館	小学生	月 2,000円 ユニホーム使用料 年 2,000円	新田 晃三 080-2067-0778
	吉田北小スピリッツ スポーツ少年団	木・土・日・祝	吉田北小学校	小学生	月 1,500円	頓所 勝則 090-4931-3194
	燕市南小スターズ スポーツ少年団	4~10月 火・水 18:30~21:00 土・日・祝 8:30~12:30 11~3月 火 18:30~21:00 土・日・祝 8:30~12:30	吉田南小グラウンド  体育館	小学生	月 1,500円	星 信介 090-5337-0578
	燕市吉小キッズ スポーツ少年団	4月~10月 火・金 19:00~21:00 土・日 8:30~12:00 11月~3月 木 19:00~21:00 土 13:00~15:00 日 8:30~12:00	4月~10月 吉田小学校グラウンド等  11月~3月 吉田総合体育館 吉田小学校体育館等	小学生	月 1,000円 年 2,000円 (ユニホーム代)	近藤 090-2304-8405
	YBC スポーツ少年団	4月~11月  12月~3月	吉田第1球場ほか  吉田南小体育館ほか	中学生 1~3年生	月 2,000円	小平 松雄 090-4949-6948
	分水ジュニア ベースボールクラブ スポーツ少年団	火 19:00~21:00 木 19:00~21:00 土 13:00~16:00 日祝 9:00~12:00	分水北小学校グラウンド ・体育館 分水多目的屋内運動場 サンスポーツランド分水	小学生	月 2,000円	伊藤 芳洋 080-5072-7484
バレーボール	燕バレーボール スポーツ少年団	月・木 19:00~21:00	月 スポーツランド燕 木 燕中等教育学校体育館	小学生	年 5,000円	堀 勝重 090-2310-5732
	吉田ジュニア バレーボールクラブ スポーツ少年団	月・水・金 19:00~21:00	粟生津小学校	小学1年~ 6年まで	月 2,000円	細川 富夫 0256-93-2217



# 燕市スポーツ少年団

スポーツのすきな子 苦手な子

みんな集まれ！！



種目	団体名	活動日	会場	対象	会費	連絡先
ミニバス	燕ジュニアドラゴンズ ミニバス スポーツ少年団	日 9:00~12:00 月・水 19:00~21:00	日 燕東小学校 月 燕市民体育館 水 スポーツランド燕	小学生	年 15,000円 (保険料・登録料込) 前期 8,000円 後期7,000円	大岩 勉 0256-62-3419 090-4478-5846
	BAD BOY'S バスケットボール U12 (ミニバス) スポーツ少年団	月・木 18:45~21:00 土 13:00~18:00	吉田小学校 吉田南小学校体育館ほか	小学生 男子	月 1,500円 (保険料・登録料込)	馬場 哲哉 090-3473-4661
	吉田スマイルキッズ スポーツ少年団	月・水曜日19:00~21:00 土 9:00~12:00	吉田南小学校体育館 吉田小学校体育館	小学生 女子	月 1,000円 保護者会費 月 500円	菅谷内 090-4967-8536
バドミントン	燕バドミントン スポーツ少年団	火・木・土 19:00~21:00	燕市体育センター	小・中学生	お問い合わせ下さい	高藤 幸夫 0256-62-2119
テニス	燕ソフトテニス スポーツ少年団	日曜日 9:00~12:00 18:00~21:00 土曜日 19:00~21:00	スポーツランド燕 燕スポーツパーク 小池中学校体育館	小学1年~ 6年生 中学生 高校生	小学生 年 10,000円 中・高校生 年 4,000円	本間 俊文 090-4925-7675 0256-62-2720
	吉田ジュニア ソフトテニス スポーツ少年団	19:00~21:00 ・小学生(火・木) ・中学生男子(火・金) ・中学生女子(月・木) ※冬期練習は、 決定後お知らせします	吉田テニスコート	小学3年~6年 中学 男子・女子	年 12,000円 (保険料・登録料含)	前山 幸一 090-7810-0762
サッカー	燕サッカースポーツ 少年団	水・金・土・日	スポーツランド燕・小池小・燕 南小・燕東小・燕西小	小学1年~ 小学6年	お問い合わせ下さい	長谷川 清人 080-8585-7918
	吉田サッカークラブ スポーツ少年団	土・日曜日	吉田ふれあい広場	小学生	小学生年会費 4年以上 4,000円 3年以下 2,000円 (保険料・登録料含) 月会費 4年以上 2,000円 3年以下 1,500円	副代表 渡部 浩 yoshidasc2017@yahoo.co.jp 090-2674-9396
		月・火・金曜日(内1~2日)	吉田総合体育館 吉田南小学校体育館 吉田北小学校グラウンド他			
		土・日曜日	吉田ふれあい広場 粟生津体育文化センター他	保育園 幼稚園児	年会費 2,000円 (保険料・登録料含) 月会費 1,000円	
卓球	つばめジュニア 卓球クラブ スポーツ少年団	火・木・金・土・日曜日	粟生津体育文化センター	幼児~中学3年生	月 3,500円	田巻 賢太郎 080-6709-4697
	吉田白球会 スポーツ少年団	水・木・土 19:30~	北体育文化センター	小・中学生	入会金 2,000円 (保険料含) 別途 月会費	事務局 佐野 俊英 0256-93-2881



# 燕市スポーツ少年団

スポーツのすきな子 苦手な子

みんな集まれ！！



種目	団体名	活動日	会場	対象	会費	連絡先
新体操	燕市ジュニア新体操 クラブスポーツ少年団	リトル(未就学児) ジュニアクラスⅠ(小学1、2年) ジュニアクラスⅡ(小学3年~ 中学3年) 土曜日	燕市体育センター	3歳~ 中学3年生まで	リトル・ジュニア クラス 月 2,000円	門谷淳子 090-7820-2410
		選手育成クラス お問い合わせください。	燕市体育センター 他		選手育成クラス お問い合わせ下さい	
水泳	燕スイミング スポーツ少年団	選手 毎日 育成 土・日 午前中	B&G海洋センター	小学1~5年生	月 1,000円	アートスペースリキ 0256-66-4701
少林寺 拳法	燕少林寺拳法 スポーツ少年団	月・金 19:00~21:00 (小学生は20:30まで)	月 燕勤労者体育センター 金 燕勤労者福祉センター 1F 多目的室	小中学生および 高校生以上	月 2,500円	鎌田 隆人 0256-70-5577 090-7005-4854
空手	燕真空手塾 スポーツ少年団	初心者コース 火・木 19時~20時 黒帯取得コース 火・木 19時~21時 選手コース 月~金 19時~21時	会場:燕北多目的武道場 燕市東太田1066番地6	幼児~大人	選手コース 月額4,000円 初心者・黒帯コース 月額3,000円	0256-63-4055 認定こども園 真学園内
	吉田空手道 スポーツ少年団	火・土曜日 19:30~21:00 他に希望者は自主練習 (年長~1年生 19:30~20:30)	吉田中学校体育館ほか	年長~ 小・中学生	入会金 2,000円 月 3,000円	山崎 行男 090-2304-3128 石村 秀一 090-8813-5957
	極真会館吉田道場 スポーツ少年団	月・水・金 19:30~21:00	月 四徳村ふれあい館 水 吉田中学校 金 粟生津体育文化センター	幼児~小中学生	お問い合わせ下さい	長谷川 直秀 080-1166-7989
	グローブ空手鬼神会 スポーツ少年団	木曜日 20:00~21:00	燕市民武道館柔道場	小学生~大人	月1,500円	柿崎 征義 080-8713-1570
柔道	燕柔道 スポーツ少年団	月・水・金 19:30~21:00	燕市体育センター 柔道場	小学1年~ 中学3年	月 1,000円 小1・2年は500円	阿部 幸二 090-7277-9420
剣道	燕剣道練誠会 スポーツ少年団	火・木・土 19:30~21:00	火・土 燕市体育センター 剣道場 木 小池小学校体育館	年長~ 中学3年まで	月 2,000円	宗村 誠一 64-3082 090-6625-8621
	剣心館 スポーツ少年団	月・水・金 19:30~21:00	月・金 燕西小学校体育館 水 燕勤労者体育センター	未就学児~ 小・中学生 高校生・一般	月 1人¥1,000 父母会費 1家族 ¥500	遠藤 佑介 090-8597-1095
	燕武館 スポーツ少年団	月・水・金曜日 19:30~21:00 新人は 19:30~20:30	月 燕市体育センター 水 燕南小学校体育館 金 燕市体育センター	年長児~一般	月 1,200円 父母会 会費 年 3,000円	小林 正明 0256-62-3014
	吉田剣道 スポーツ少年団	小学校4年生以下 月・水・金 19:30~21:00 小学校5年生以上 火・木・土 19:30~21:00	吉田武道館	保育園児~一般 初心者大歓迎! ※防具は貸与し ます。	入会金 2,000円 月会費 2,000円 2人目から1,500円	狩野 泰彦 0256-93-2576
	地蔵堂剣士会 スポーツ少年団	火・木・土 19:30~21:00 ただし、第2・4土曜日 18:30~21:00	燕市分水武道場	年長児~	月 1,000円 防具の貸出あり	金山 則夫 090-8745-6530
	島上剣道クラブ スポーツ少年団	月・水・土 19:00~21:00	島上小体育館	制限なし	月 1,000円	相場 090-5555-3748
	ドッジ ボール	M.U.D.C スポーツ少年団	火・木・土 19:00~21:00	火・木 粟生津小学校 土・吉田総合体育館	小学生	月 1,000円 (保険料含)

# 燕市スポーツ少年団規約

## 第1章 総 則

第1条 この規約は、燕市スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。

第2条 本団は、市内の単位団スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をもって組織する。

## 第2章 目 的

第3条 本団は、スポーツを通じて青少年の心身を鍛錬して、健康で明るい青少年を育成することを目指し、燕市のスポーツ少年団の育成指導することを目的とする。

## 第3章 事 業

第4条 本団は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の指導者育成
- (2) スポーツ少年団活動を活発にするために必要な事業
- (3) スポーツテストの実施及び普及
- (4) 市外スポーツ少年団との連絡調整
- (5) 関係団体との連絡調整
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第4章 登 録

第5条 本団への入団は、登録をもって行う。

2. 入団した単位団は、新潟県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団へ登録加入する。
3. 登録は毎年度これを更新する。

## 第5章 役 員

第6条 本団には、次の役員を置く。

- (1) 本 部 長           1 名
- (2) 副本部長       2 名
- (3) 常任委員       10名以上15名以内
- (4) 委 員           各単位団より1名
- (5) 監 事           2名

第7条 常任委員は本部会で推薦し委員会において決定する。その後本部長が委嘱する。

2. 本部長は常任委員の中から選定し決定する。
3. 副本部長は常任委員の中から本部長が選定し、委嘱する。
4. 各単位団は、委員を1名選出し、本部長が委嘱する。ただし、委員が他の役員に選出されたときは、該当する単位団より補充する。
5. 本部長・副本部長並びに常任委員は、本部役員となり、本部会を構成する。
6. 監事は、本部長が委員会の承認を得て委嘱する。

第8条 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 本部長は、本団を代表し会務を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長事故あるときは、その職務を代行する。

- (3) 常任委員は、本部会に付議された事項を審議し、委員会で報告する。
- (4) 委員は、委員会に付議された事項を審議する。
- (5) 監事は、本団の会計及び会務を監査する。

## 第6章 会 議

第10条 委員会は、毎年1回以上開催し、本部長がこれを召集し、副本部長がその議長となる。

- 2. 委員会は、本団の最高決議機関とする。
- 3. 委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改廃
  - (2) 運営方針
  - (3) 予算及び事業計画
  - (4) 決算及び事業報告
  - (5) その他必要な事項

第11条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、同一議題について再度招集したときは、この限りではない。

- 2. 出席できない委員は、他の出席者または本部長に委任することができる。

第12条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し可否同数のときは、議長がこれを決める。

第13条 本部長は、必要に応じて本部会を招集し、議長となる。

- 2. 本部長は、簡易でしかも急を要する事項について、本部会の同意を得て、専決することができる。ただし、後日、必要に応じて委員会に報告し、承認を得る。

## 第7章 入団・退団

第14条 本団の入団・退団は、自由とする。ただし、委員会の承認を得なければならない。

- 2. 単位団が燕市スポーツ少年団の目的に著しく反する行為があった場合、委員会の同意を得て除名する事が出来る。

## 第8章 会 計

第15条 本団の経費は次のものをもって充てる。

- (1) 負担金
- (2) その他の収入

第16条 本団の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 事務局

第17条 本団の事務局は、一般財団法人燕市スポーツ協会内に置く。

- 2. 事務局職員は、本部長が委嘱する。

## 第10章 規約の変更

第18条 規約の改廃を行うときは、委員会において3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

1. この規約の施行について必要な事項は、別に定める。
2. この規約は、平成20年4月1日より施行する。
3. この規約は、平成24年3月15日より施行する。
4. この規約は、平成26年4月1日より施行する。
5. この規約は、平成30年4月1日より施行する。
6. この規約は、令和2年4月1日より施行する。

## 燕市スポーツ少年団の目標と活動基準

### <燕市スポーツ少年団が目指すこと>

- ◆私たちは、スポーツを通じて健康な体と健全な心を養います。
- ◆私たちは、ルールを守り、他人に迷惑をかけない、フェアプレイ精神を心掛けます。
- ◆私たちは、スポーツによって、自分の力を伸ばす努力をします。
- ◆私たちは、スポーツの喜びを学び、感謝の気持ちを忘れず、友情と協力を大切にします。

### <活動にあたっての遵守事項>

- 1.全ての団が活動基準を守り、育成母集団や関係者に周知し活動する事。
- 2.子供の発達段階に合わない過度の練習は、子どもの意欲を低下させたり、スポーツ障害（けが）につながったりするため、そのことに十分配慮すること。
- 3.体罰、パワハラ、セクハラ等の防止の為に複数の指導者による指導や、女子団員が加入している団においては、男性指導者の他、女性指導者を依頼するなどの指導体制をとるよう努めること。
- 4.勝利至上主義になったり、一部団員の活動に偏ったりすることなく、全団員が目標をもって意欲的に活動できるようにすること。
- 5.育成母集団は、スポーツ少年団本部（市・県）やスポーツ協会、その他の機関が開催する研修会に積極的に参加し、指導力及び資質を高めること。
- 6.活動経費の節約に心がけ、団員の負担を軽減するよう工夫すること。また、指導者は営利目的の活動や高額な謝礼金等を授受しないこと。
- 7.事故や怪我に備え指導に携わる指導者・保護者は必ずスポーツ安全保険に加入すること。
- 8.子どもたちの送迎については公的な機関が望ましいが、育成母集団で送迎する場合は、十分に安全に配慮すること。
- 9.学校行事を優先する。また、子ども会活動や地域行事などは、子どもの成長にとって大事であり、各単位団はそのことに十分配慮して練習計画を立案するとともに、学校や各種団体と連携を大事にしていくこと。
- 10.活動の際に生じた子どもの問題は、学校生活にも影響を及ぼすことがある為、必要に応じて学校へ連絡をすること。

参考：育成母集団とは団員の親・指導者・地域（学校含む）を指します。

## <活動基準>

活動日数	活動の目安は、週2～3回を原則とし、年間で概ね160回を超えない範囲とする。(3回×52週=156回)
活動時間	平日2時間程度とする。 <u>後片付けを含む全ての活動を21時までに終了する。</u> (ただし、小学3年生以下は1回の活動時間を60分～90分とし、20時を目途に活動を終了する事が望ましい。) 休日の活動時間は3時間程度とする。(ただし、大会・イベント等は除く。)
活動の報告	全ての団は当該年度の事業終了後、活動報告書を提出する事。 また、会計報告については全ての活動に係る収支報告を提出する事。

参考：上記活動基準は、先に燕市教育委員会が策定した「燕市小中学校いきいき課外活動の在り方に係る方針に沿うものです。



## 燕市スポーツ少年団 罰則規定

1. 本団における各種の罰則に関しては本規定による。
2. 本規定は登録単位団及びその指導者、役員に適用される。
3. 燕市スポーツ少年団活動における違反行為は次の通りとする。
  - (1) 燕市スポーツ少年団活動目標・活動基準に反する行為
  - (2) 燕市または本団で取り決めた事項に反する違反行為
  - (3) その他、提訴、調査などによって発覚した違反行為
4. 規律違反行為を行った単位団、指導者、役員には表1の通りの罰則が適用される。

表1

レベル	違反内容	処分内容
レベル1	(1) ~ (3)	文書による厳重注意及び回答要請
レベル2	レベル1で改善されない場合	育成金の減額または支給中止
レベル3	レベル2で改善されない場合	活動の禁止または退団

5. レベル1~2の処分決定については、本部会にて審議し決定する。但しレベル3に関しては本部会にて審議し、委員会で承認をもらう。

### 付則

本規定は令和3年6月26日より施行する。